

ロビー入金機利用規定

福岡銀行

1.利用目的

- (1)ロビー入金機（以下「入金機」といいます）は現金を計数する機能を有した機械であり、預金入金等の現金を計数するための手続きに利用してください。
- (2)入金機の利用時間は、窓口営業時間内とします。

2.利用申込手続き

- (1)入金機の利用にあたっては、「ロビー入金機利用申込書」を提出してください。
- (2)当行は「ロビー入金機利用申込書」受領後、「ロビー入金機専用カード」（以下「専用カード」という）の貸与を行います。

3.利用方法

- (1)入金機を利用する際には、入金機に専用カードを挿入し、現金投入口を開扉してください。
- (2)開扉した現金投入口に現金を投入し、計数操作を行ってください。
- (3)計数終了後、入金機画面に収納合計金額が表示されますので、金額を確認のうえ、「入金処理を完了する」（以下「完了キー」といいます）を押下してください。
- (4)入金機から出力される「受付票」を受け取り、入金機から専用カードを抜き取ってください。
- (5)「受付票」および入金申込書・通帳等を窓口にお持ちください。
窓口で入金処理等の手続きをとらせていただきます。

4.収納金額

- (1)収納金額は、「完了キー」を押下した入金機画面上の収納合計金額とします。
- (2)ご持参現金と収納合計金額が相違するときは、「完了キー」を押下せずに窓口にお申出ください。
お客様と当行行員立会のもと調査を行います。相違原因が不明の場合には、収納金額は当行で確認した金額によるものとします。

5.専用カードの紛失・破損・盗難等

専用カードの紛失・破損・盗難等の場合には、ただちに書面にて当行ご利用店に届け出てください。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

6.損害の負担等

入金機の利用にあたり、以下の各号の損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変その他不可抗力による損害
- ② 専用カードまたは「受付票」の取り忘れにより生じた損害
- ③ 「完了キー」押下するまでに生じた損害、但し入金機の障害時等は除く
- ④ その他当行の責めによらない事由により生じた損害

また、入金機を現金計数手続きのため以外に利用した結果、損害が生じても当行は責任を負いません。

7.解 約

入金機利用に関する契約は、お客様または当行の都合によりいつでも解約することができます。この場合には、「ロビー入金機利用解約届」の提出とともに貸与した専用カードはただちに当店に返却してください。

8.譲渡・転貸等の禁止

入金機の利用権は、譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、専用カードについても同様とします。

9.規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)